

# 道の駅かつらぎに関する 調査特別委員会

平成31年1月15日

葛城市議会



(2) 今後の委員会運営について

開 会 午前10時00分

**西井委員長** ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

正月明けの大変皆さん方お忙しいところではございますが、全員参加してもらいましてありがとうございます。まだまだ調査の必要性はあると思いますが、どうか慎重審議のほど、ご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。吉村優子議員、内野議員でございます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）道の駅かつらぎに関する事項についてを議題といたします。

昨年の12月14日に開催いたしました第2回の委員会におきまして、道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の資料、補助金返還に関する資料、柘の郷の移転先の地質調査に関する理事者側の調査状況資料については、関係市職員にも出席願って検証を行い、委員各位よりさまざまなご意見を伺ったところでございます。

そこで、正副委員長で今後の委員会の進め方について相談した結果、追加で資料請求しておりました葛城市と道の駅かつらぎとの基本協定書などの資料が提出されましたので、前回の資料とあわせて検証しながら、再度、式次第に記載している4つの検証項目の論点整理を行い、引き続き調査を進めていってはどうかと考えております。

以上のことを踏まえまして、本日の第3回委員会におきましては、論点整理を行うため、池原部長と木村理事に説明員として出席していただいておりますので、4つの検証項目について、まず委員各位の確認したい事項を聞き取り、それから、それらの項目について次回以降の委員会において参考人等を招致し、調査を進めていきたいと考えております。

何かご意見などがございませんでしょうか。

増田委員。

**増田委員** 前回、実績総括表ということで31億円ですか、金額の内訳をご提示いただきました。私、議員の皆さん方が市民の皆さんに対して出されてる資料やきょうの資料を見ましても平成23年に全体事業費18億円ということでスタートしたこの事業でございますけれども、平成30年6月においては、このきょうの資料で29億3,500万円と、こういうふうには事業費が増額をしておると。これがいかなものかということのご意見も、前回、副委員長からもその増額についての疑問点等のお話もございました。

内容的に、この当初の18億円の事業の内容から何が増えて、どういうものが加えられて、最終的に29億円になったのかと。この辺のところの内容をご説明いただけたら、なぜ増えたかということが理解できるのかなと、こういうふう思うところでございますので、本日すぐにその増額した分の内容をご説明できないのであれば、次回の委員会でも資料等を求めていきたいなというふうに思います。

それから、交付金の精算とか、完了事業の精算内容とかということで資料を出していただいていますけれども、もう少しわかりやすい資料を求めたいなど。と言いますのは、交付金算入される金額、実質、市が負担をする金額、この辺の負担内訳と申しますか、そういう内訳もこの際ですのでご説明、資料等を求めていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

**西井委員長** これは答弁できますか。

増田委員、その話、今担当ではない方もおられるし、答えがすぐ出えへんと思いますので、ちょっと預かりという形でよろしいでしょうか。

そのようにご理解、よろしくお願いします。

それでは、まず理事者より追加で提出された資料について、池原産業観光部長より説明願いたいと思います。

池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、追加で資料を出ささせていただきましたのは、道の駅かつらぎとの施設管理運営基本協定並びに年度協定の写しをつけさせていただいております。それでは、基本協定書につきましてご説明の方をさせていただきたいと思います。

当初、平成28年4月1日付で葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書を締結させていただいております。その後につけさせていただいておりますのが、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務の変更基本協定書をつけさせていただいております。これは平成28年11月3日に締結させていただいたもので、これにつきましての変更内容につきましては、第1条におきます道の駅かつらぎの住所を葛城市中戸541番地1を葛城市太田1257番地に変更させていただいてるものでございます。

続きまして、平成28年度の年度協定でございます。これにつきましては、平成28年4月1日付で年度協定を結ばせていただいております。

続きまして平成29年度の年度協定書をつけさせていただいております。

次に、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務の基本変更協定書を平成30年1月18日付で結ばせていただいております。これにつきましては、第1条の中で、第1条自体の変更と別添2中の「1件20万円を超える修繕は市が予算額の範囲において行う」を削るとさせていただきます。

次に、平成30年1月18日付で、平成29年度の年度協定の変更協定書でございます。

最後でございますが、これにつきましては平成30年度の年度協定書をつけさせていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** ただいま説明願いました協定書の件について、何か確認事項はございませんでしょうか。

西川委員。

**西川委員** ちょっとお尋ねしますけれども、この別添2中の1件20万円、これを削除するというふ

うになってるんやけども、指定管理者制度で民間委託をしてる健康づくりセンターがあるんやけども、それとの整合性なんかをちゃんと図ってるのかどうか。あそこは、50万円以上であった、そういうふうに記憶してんやけども。

なるほど、この20万円を削るということは、何ぼメンテでお金かかっても、株式会社道の駅でやれと、こういうことなのか。そうすると、私は建物自体の管理そのものは市に帰属すると思うてんねけど、どの範囲でやるのか。例えば大きな災害があつて、大きな損害が発生した場合でも、全部株式会社道の駅の指定管理者にやらすのか、私、詳しいこの協定を見てないねんけれども。そこらの協定はこの中ではできてまんのか。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** ただいまの西川委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

20万円削除といいますのは、めくっていただいて1枚目の6ページの中に、第27条、成果配分がございます。このときに変更協定書におきまして、第27条の成果配分についても削除させていただき、それに基づきまして、今の10ページの甲が負担する費用項目の中の、今、ご質問ありました20万円を超える修繕は市が予算額の範囲で行うという項目を変更協定の中で削除させていただきました。

これにつきまして、ご質問の建物自体は市に帰属する中で、今後道の駅としましても、成果配分をもらわないかわりに、その分を今後の修繕等、いろんなことが出てくると思いますねけれども、これについて基金積み立てを行いながら、会社としてこれ自体をやっていたきたいという形の中で予定をしているものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** 何かきちっとしてないように私は思いますわ。成果配分というのは、もともと3割であった。というのは、総売り上げがありましたと。それを運営するのに全部経費かかりましたと。純利益が例えば100万円出ましたと。そのうち30万円は成果配分で渡しなはれやと。これをもう全部なくしてしもたという。そのかわり、維持管理は極端な話全部、どんなことがあつても積み立てをしてでも指定管理者が修繕することになる。

ほんなら、ばさ一と何かでつぶれたら、建てかえて、ちゃんとして返せやと。保険もあるけれども。それをどこまで指定管理者に求めるのか。指定管理者の契約は5年やろ。次は、誰がなるかわからへんわけや。その都度協定を変えんのやったらええけれども、もうちょっとここらをやっぱり詰めとかなあかんの違うんかなと思うで。

こんな大ざっぱなことやっててええんかな。そんなこと、自分らに言うてもしゃあないけど。もうけるならもうけたらよろしい、それで、もうけるんなら、そのもうけをとらへんけれども。これ、もうけばっかり違うやんか。損する場合もある。体力づくりセンターはそんなこときちっと協定に明記されているはずや。それで、建物そのものは市に帰属するわけや。

この協定の結び方、もうちょっときちっとしといた方がええん違うかな。その辺市長はどう考えてんのかな。部長としては、市長がこないせえいうて変えてんから、しゃあないということやろけれどもさ。ここら、ちょっとどう考えてんのかな。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** ただいまご質問いただきました、建物が市に帰属する中で、この20万円、要は今後のことを踏まえた中でもう少し詰めた協議内容というのが必要ということでございますので、これにつきまして、今後理事者の方ともちよっと協議しながら、この内容の詰めという形は協議をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** 私は体力づくりセンターの建設について市民のための体力づくりセンターをやるということで、タッチしてきました。体力づくりセンターの協定は最低保証、これを下回ったら市は何ぼか負担しますと、赤字になるようなことやったら負担しますと。そのかわり、この部分を超えた部分については2分の1ずつもらいますよと、こういう協定になってるわけや、何でそんなことになってるかということ、土地にしても建物にしても、よう言われるように市民の税金でできたものです。

道の駅かつらぎの建設に当たっては、29億や30億の税金を使ってと言われるが、ほとんどが国の補助金で市の単独費は、今、1億6千万円返還したけど5億円ほどやけども、市民の税金が入っている。さっきもいうたように、体力づくりセンターの場合は成果配分を基金に積み立てている。

何で、道の駅も同じように、儲けようが損をしようがそんな契約をして何ぼかでも積み立てられるようにしないのか。

それを全部放棄して、維持管理は指定管理者でしなはれていうたって、土地も建物も市のもんですやんか。私はそういうふうに思いますので、この協定は何という協定をやと私は思っています。

**西井委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしく申し上げます。

道の駅建設事業に関するこの調査特別委員会でありますけれども、私としては、市民の皆さんがこの道の駅に関しては、建設事業の当初からさまざまな疑念を持たれて、また、一時ストップして検討してほしいという署名まで集められ、また、それが市長選挙の大きな争点になり、市民の中にはこの建設事業についてさまざまうわさも流れ、チラシでも出され、結果として、実際に贈収賄等、官製談合等を含めた刑事事件まで起きたというふうなお話なんです。

(「これに対する質問違うの」の声あり)

**谷原委員** ちょっと待ってください。

その上で、私はこの道の駅かつらぎ建設事業においてのいろんな疑念とか、そういうものを払拭して、正すべきものがあれば正し、疑いで誤解があるものについては解消して、そして、今は地域の商工業者の方、農業者の方がここを中心に地域活性化事業ということで努力されているところなので、私としては、この委員会の目的として、そうしたことを明らかに

した上で、市民の皆さんがそうした事業について、やはり協力、信頼のもとに葛城市の発展のためになっていくような形で臨んでおるところなんですけれども、そのために私はその市民の方々がこれまで抱いてこられた疑念について解消していくのが僕は大事だろうというふうな、こういう立場をちょっと表明させていただいて、発言したいと思います。

今、理事者の方から出てまいりましたこの基本協定及び年次協定の変更についてでありますけれども、実はこれについて、この委員会で審議するという事になったのは、当初、道の駅かつらぎにおいては、売り上げ収益金の、言ってみれば純利益ですけれども、その30%を配分として市に入れるということが、これは議会の当時の総務建設常任委員会でもそういう答弁をなさっておられますし、そういうことで当初は利益配分30%ということで基本協定が結ばれたわけであります。

ところが、それが今年になって、基本協定も変わりました。そして、年次協定のほうも変わって、その利益配分についてはゼロ、つまり葛城市には一切、道の駅かつらぎにおいて上がった収益の利益配分が市に入ることは一切ないと。これ、使用料もとっておりません。ですから、これまでの前市長が公約としてもおっしゃってこられた利益配分30%入れられるんですよというふうなことがなくなったから、これは一体どういうことなんだということで、今回の審議になってるんだらうと私は思います。

その上で、結果として、一方では、先ほど西川委員がおっしゃったように、修繕費の方、20万円以上については市が負担すると、つまり、これまでは利益配分は30%入れるかわりにその修繕費20万円を超える分については市が負担しますよという協定が変わって、利益配分はゼロにしますと、そのかわり修繕費については道の駅かつらぎでもってくださいねという、こういう基本協定に変わったわけです。それがなぜ変わったかということを知りたいんです。なぜこれ変わる事になったのか。

お話では、ちょっと漏れ聞くところでは、国の補助金が入っている事業だから、これについてはとれないんですと、市の方へ配分金とれないんですということが明らかになったというふうなことを聞いたような感じがするんです。正式な委員会じゃないと思いますので、なんですけれども、だから、それがどういうことなのか。私はちょっとよくわからないんです。と申しますのは、さまざまな施設で指定管理制度があります。葛城市においても、例えば先ほどありましたように、今、ウェルネス新庄の方で使っていただいている施設があります。これは指定管理者制度です。

(「理事者に向かってしゃべりよ」の声あり)

**谷原委員** いや、理事者じゃなしに、委員会で調査してるわけですから、調査なので議員の皆さんにも知っていただきたいと思って話してるんですが。

結局、収益性のある指定管理者制度においては、ウェルネスでは毎年2,000万円を超える収益金を上げてるわけです。それを市の方に納めているので、それを市が積み立てて修繕に充てるというふうにしてるわけなんですけれども、その指定管理者制度についても収益的事業の指定管理者制度もあれば、収益的事業でない指定管理者制度もあって、契約はさまざまだろうと思うんです。ですから、いろんなケースバイケースでこういうふうな協定が結ばれるん



だろうと思うんですけども、ウェルネスの場合、収益金をいただくようになってるわけですが、ここの場合はもらえないと。そこら辺がどういう事情なのかということをお聞きしたいんです。どういう事情でそういうふうに収益金、配分金30%という当初の基本協定が変わったのかということをお聞きしたいのが1つです。

あと、具体的にちょっとこの協定書の中身についてわからないところがあるので、これは単純な質問なんですけれども、2ページのところの第3条でありますけれども、施設及び施設管理運営業務ということで、施設の管理運営に関する業務を乙に行わせるとあって、この所在地名称とありますのは、これは乙の所在地名称であろうと思うんですけども、この施設の管理についてのこの施設、この施設の範囲について、この基本協定書にはちょっとどこまでなのかというのがわからないので、これについてお伺いします。というのは、施設管理がどこに及ぶのかということですね。これについてお伺いします。

と申しますのは、この道の駅かつらぎ建設事業の過去の経緯をずっと見てみますと、あるところから、公園事業としてやるんだということで、今はしあわせの森公園になっておりますけれども、そこも一体的な事業としてやるというふうな議論が出て、だから全く無関係ではないけれども、事業としては、いわゆる吸収源対策公園緑化事業としてやりますと、こちらは社会資本整備とか都市再生の交付金を使ってやりますとか、いろいろあるんですけども、だから、その施設としてどこまでを見ておられるのかということをお伺いしたいです。具体的にちょっと書かれてないので、そのことについてはちょっと単純な質問なのでお伺いしたいと思います。

最後にですけども、この17条をちょっとお聞きしたいんですけども、17条のところに器具備品の無償貸与等についてということがあるわけでありまして。この器具等の無償貸与というのは、この道の駅かつらぎは一切設備投資というのは、初期投資を独自に資本金の中でやられたものはあるかと思っておりますけれども、建物は市のものですし、備品も全て市の備品なんです。これは大体どの程度備品が購入されて、これについてもこう書いてあるわけですね。経年劣化については、費用負担については甲乙協議の上で決定するものとするということで、無償貸与するんですけども、維持管理に努めながら経年劣化したものについては協議の上、これを検討するとあるんです。これについても検討ということだから、そのときどきによって動くのかなと思うんですけど、まずその前提として、備品がどのような備品なのかという備品台帳ですね。これについては多分整えられていると思っておりますので、これは資料をぜひお願いしたいと思います。

今後、議会としてもここまでの備品は市のものであるし、これ以上は独自に会社側が買ったという備品になるかと思っております。会社で買ったものについては会社のものでありますけれども、市がどの程度の備品を持っているのか。大体1億円程度だろうと思うんですけども。先ほどありましたこの備品については、先ほどの資料ですか、最終的にかかった金額として29億3,500万円とあるわけですけども、この中に備品費は含まれているのかどうか。これについてちょっとお伺いしておきます。

以上です。

西井委員長 池原部長。

**池原産業観光部長** ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、成果配分がなぜなくなったのかという形のお答えをさせていただきたいと思っています。これにつきましては、当初、平成28年4月1日現在では、成果配分、言われたように30%算入させていただいております。ただ、平成30年1月18日付の変更協定書、ページで言いますと15ページのところでございます。道の駅かつらぎ施設管理運営業務の基本変更協定書におきまして、この成果配分はなくなっております。この流れといたしましては、国の社会資本整備事業としてこの事業を執行しておりますので、成果配分をとるということは、あり得ないと国の方から指摘がありましたので、この成果配分という条項を外したというのが、谷原委員が言われたとおりでございます。

それと、施設の範囲でございます。施設の範囲につきましては、先ほど言われましたしあわせの森自体は関係ございません。道の駅として当初から計画しております3万3,000平方メートルの中の施設管理に対しての施設範囲でございます。

それと、備品の関係でございます。これにつきましては、ちょっと正式な数字はちょっと忘れちゃったけれども、約9,800万円ぐらいだと思うんですけども、主なものとしては加工備品でございます。

また、備品台帳につきましては、ちゃんとこちらの方の手持ちで持っておりますので、また資料として提出の方を、必要なら提出させていただきたいと思います。

それと、備品の金額が、その29億円に算入されているかということでございます。これにつきましては算入はしておりません。29億円とは別に約9,800万円がでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 範囲としては、しあわせの森は含まず、当初の3万3,000平米の中の施設の管理だということが1つ。それから、国からの社会資本整備の補助金をいただいて、その目的が地域活性化目的なので、成果配分ということをとるのはおかしいという国からの指導があったということで、この30%の成果配分はとれないということになったということでありました。

備品については約9,800万円の備品を当初つけて、それについては、この29億3,500万円の中には入っていないということでもありますので、発足当初、施設設備以外に、実際に機能する上に当たってこの備品も入れると、約30億円ということで、なかなか数字がこれまでどれだけ変わっているのかというのがなかなかわからなかったんですけども、そういう点でははっきりしてきたかなと思います。

1つ追加でお伺いしたいところなんですけれども、国からの社会資本整備の事業においては、それで建てた建物はあろうかと思うんですけども、一般的に社会資本整備の交付金で建てられたものについて、指定管理者制度になると、これは補助金が入っているので成果配分はいただけないということなのか、それとも、社会資本整備の中でもいろんな事業の目的があろうかと思うんですね。それが地域活性化目的だからということでもらえないのか、どちらなのかちょっとお聞きしたいんです。だから、市単費じゃないと、極端に言うと単費でない、指定管理者になった場合、利益的なものを生むという指定管理については成果配分

いただけないというふうなことに今後なるのかもわかりませんので、そこら辺のことがどうなってるのかということをお伺いしたいと思います。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

社会資本整備交付金事業にもいろいろ種類があるということでございます。私の方が国の方から指示いただきましたのは、社会資本整備の中の地域活性という捉え方の中という形の中で、成果配分というのをおかしいということをご指摘いただいたという形になっております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よくわかりました。私はここに、この事業を進められてこられた理事者の方の認識の甘さというか、事業計画そのものに対する理解が一体どうだったのかなということを感じるわけがあります。つまり、本来とれないはずのこの利益配分をとるということで事業を進めてこられたということですので、これはある意味では市民の方に大きな誤解を与えることになったなというふうに思うんです。だから、これを改めなければいけないということで改めたのが今回の件であると。だから、利益配分については一切とれないと。だから、ウェルネスと違って、これは積み立てることもできないので、この問題について、修繕費という形をどう捉えるのかというのはありますけれども、この点については、大きな誤解を市民に与えたものだと言っていいと私は思っております。

以上です。

**西川委員** ウェルネスにしても、補助金が入っていないということは有り得ない話であって、私が言っているのは、道の駅が社会資本整備の補助金が入っているから成果配分をとったらあかんのであれば、その辺をよく研究して、話し合いをして幾らかでも積み立て出来るように研究してくださいと言っているのです。そうでないと、もし、この道の駅の建物に不可抗力で何かあった場合は保険料も指定管理者が掛けて指定管理者が対応することになるのか。前の理事者の公約とか市民に誤解を与えとか、私はそんなことを言うてるのではない。今後のあり方を言っている。この協定はもっと研究する余地があるのではないかとこのことを言っている。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 先ほどのご質問の中にもありました、今後の維持管理の捉え方という形でございます。これにつきましては、もう少し研究をしまして、どういう形で今後の維持管理そのものも考えていけるのか、ですから、これについて甲乙の中では別にした中で、維持管理そのものがどういう形で考えていけるかというのは、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 先ほどちょっと関連でお聞きしたかったんですけども、この20万円を超える修繕につ

いてなんですけれども、私、この問題と成果配分の問題というのは切り離して考えるべきかなというふうに思います。

ちょっと私、疑問に思ってるのは、この10ページのところで、甲が負担する費用項目ということで、保険料は市が払う。これは改定後も市が払うことになっていると思います。15ページのところで削る部分については、この20万円を超える修繕は指定管理者が払うと、こういうふうに変更されてるんですけども、保険料はそのまま市が加入すると、こういうふうに理解をしています。

何を言いたいかというのと、恐らくこの修繕というのは改築や、改造じゃないと。現況のものを維持管理する上で修繕が必要やと、経年劣化も含めて、随時老朽化したものを直していくと、こういうふうに理解をしています。その中には、自然災害等、保険適用になる場合が多分出てくると思うんです。故意に、過失によって壊れた場合は保険払わんけども、風水害で雨に濡れて壊れたものは保険の適用になると。

これ、加入してるのが市で、その保険金は市に入るかと思うんですけども、その残金を指定管理者が払うと、こういうふうなことになるのかなというふうに思うんです。となれば、費用負担の、ちょっとその辺の整合性といいますか、そういう自然災害も含めた修繕をどうするんだという整理も、ここでちょっとしていただく必要があるのかなというふうに思うんですけども、その辺のところはどうでしょう。先ほど、今後検討するというふうに言われましたけれども、その辺のところも含めてご検討いただけるのかなと。この整理についてお考えをちょっとお願いします。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

10ページの甲が加入する保険の保険料についてでございます。ここにつきましては、総合賠償責任保険という形で市役所が入っておりますので、先ほど言われました市に帰属する建物でございますので、そこに対しては適用できる分は適用していくと。ただ、どこまでその自然災害等にこの総合賠償が適用されていくのかというのは、自然災害もいろいろございますので、そういった形の中でどのように適用できるのかというのは、ちょっと調査研究も一緒にあわせてやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** ということは、市の施設なので、市の全ての施設に入ってる保険と同じように取り扱うということですね。ということは、その残金について指定管理者に負担していただくという考え方でいいんですかね。ここの20万円を超える修繕は、当初は市が行うということをやったということは、指定管理者に負わすということになりますので。保険の適用外の部分、超える分については指定管理者に払っていただくと、こういうことでもいいんですかね。わかりました。

**西井委員長** ほかに質問などは。

副委員長。

**梨本副委員長** ちょっと私の方からも、私は、契約が締結されたときの経緯というのは、今回初めて見せていただきましたので、ちょっと初歩的な質問になるかもしれないんですけども、実際に地方財政の公共財の考え方からすると、この道の駅というのは極めて民間財に近いのではないかなというふうに私は考えるんです。そうしたときに、どうもこの協定を結ばれるに当たって、どういった経緯でこういう協定に至ったのかというところに非常に、1人の市民としても不審に感じる場所がある。

例えば、この30%という金額、先ほどから修繕費は20万円を超える場合は市が負担するというような考え方もあるわけなんですけれども、実際にその利益、利益といっても、最終的な税引き後の利益から成果配分がされるということで、今回こういう協定をされてるわけでしょう。でも、実際に、民間の道の駅は株式会社というところですから、株式会社の考え方からすると、まず売り上げがあって、その次に売上原価があって、その下に売上総利益、粗利が出てくるわけですよ。そこから、粗利から言ってみたら必要経費全部、修繕費やら役員報酬やら賃金やら全部引いた上で営業利益が出てきて、その下に経常利益が出てきて、そして、最後の最後に税引き後の利益が出てくるわけですよ。

そうすると、修繕費は当然上の方で処理できるんじゃないんでしょうか。にもかかわらず、20万円を超えて、その分に関しては市が負担するという協定も、私自身はどちらかと言うと、何でそういう協定になってるんだろうというふうに逆に不審に思うわけなんです。これはちょっと私の、公的な立場の感覚がちょっとずれてるのかもしれないんですけども、一般の市民の方はそういうふうに不思議に思われるのではないかなというふうに思います。

ということで、ぜひこの協定に至った経緯を、どういう話があって、この30%についてもどちらから話が出たことなのかということもちょっと聞いてみたい、もしそういう資料があればまた提出していただきたいということが1点、お願いしたいと思います。今、ちょっと答えられる範囲で聞かせていただければと思うんですが。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** この協定に至った経緯でございます。特に30%という数字の捉え方でございます。これにつきましては、この近隣の道の駅等も調べさせていただいた中で純益の30%という捉え方をさせていただいたのが、この成果配分の30%の経緯でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 副委員長。

**梨本副委員長** それは近隣の道の駅を参考にされてるというのであれば、そういった参考にした何か資料なんかがあれば、また見せていただきたいということと、先ほどから補助金という話も出てるんですけども、実際にこの地方財政としてやっていく中で、当然補助金は入ってくるわけなんですけれども、私はこの補助金に関しても、100%の補助金でやってるのであれば、また考え方は変わるのかもしれませんが、市税を投じてやってる部分が多いわけです。補助金に関しても、国からおりてくるといっても、これは市民が国税として納めてる中からおりてきているものもあるわけなので、一概に補助金事業だから何をやってもいいと

いうわけでは私はないというふうに思います。

その辺をもう一つ、ちょっと私自身の勉強不足もありますので、ぜひこういった協定書の経緯なんかも、ちょっと詳しく教えていただける担当者がいらっしゃるのであれば、次回以降に参考人という形でちょっと話も聞かせていただきたいということをお願いしておきます。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに質疑は。

岡本委員。

**岡本委員** 私もちょっと不勉強で、協定書の会議があるというのをちょっと知らなかったわけですが、今、いろいろ話が出て、まず成果配分関係が出てるわけやけども、今お尋ねしたいのは、皆、職員として何十年も役場で勤務してるその中で、いわゆる社会資本の補助事業で、利益を出しても補助対象になるのかということ、皆さん方、初めからご存じやったんじゃないかなと私は思ってますよ。だから、当初からそれはおかしいん違うかという指摘はしたけども、私も詳しい言えなかった。私も悪いかな知らんけども、私は初めから30%の利益みたいなもらえるというのは補助事業としては適正でないということは理事者側はわかってたはずや。私はそう思いますよ。

今、池原部長が正直に、国から指摘を受けたから変更しましたと答弁された。当然のことやと思います。今、ウェルネスの話も出ました。ウェルネスは文部省から一部の補助金をいただいています。大半が開発公社が新庄町に寄附してある。このお金8億円何ぼの事業費でやった。そやから、この道の駅の形とウェルネスとは全然違う。そういうことでこの協定を結ぶときに、いわゆる期間が短過ぎるとか、資本金の問題とか、いろんなことを言って私は反対しましたが、多数決ですので指定管理者は株式会社道の駅かつらぎに決まった。

そういう経緯の中で協定書が変更されてきたと思うし、この20万円、これはウェルネスの金額を参考にしてあると私は思います。ウェルネスの形と道の駅は所管の省庁が全然違うわけやから、そやから、当然利益配分もらわへんねから、修繕費も全部負担してくださいよという形で私は変更されたのではないかなというふうに思ってます。

そやから、今言われてる、これは当然のことを変更しただけであって、これに戻さないとか補助事業の趣旨から外れる。例えば「當麻の家」の場合は、あれは農林予算です。たまたま後で道の駅制度ができて加入したというだけであって、そやから指定管理として、こっちからその不足分を払うかわりに利益くださいよというやり方です。それと今のこれとは全然違うと。私は当初からそれはわかってたん違うかなと思うてます。

それと、この道の駅のスタートは、18億円で市の負担は5,000万円ですよ、これでスタートしている。だから、今、部長が言われてるように今後検討しますということになってきたら、丸々市のお金を補てんしていかないと。

(「そんなこと関係あらへん」の声あり)

**岡本委員** 研究するにしても、検討するにしても助成するとなると市の金しか出されへんやん。そこらははっきりせんと。俺はこんな協定書がきょう出てくると思わなかったけど、その辺はやっぱりはっきりせなあかんということと、それから、先ほど出てる保険、これは市の建物や

から、当然共済に入ってると思うわけやけど、この金額、幾ら払っているのかをお聞きしたい。

先ほど私もちょっと範囲を聞こうと思うたけど、今、谷原委員の質問中で範囲は3万3,000平米と言われたのでちょっと安心したわけやけども、この契約書を見る限りでそういうことがわかりますか。この3条の施設及び施設の管理運営業務の中で、今、部長に聞いたから3万3,000平米とわかったけども、ぱっと見てわからへんで、何かその辺を入れといった方がええんと違うんかなと。私が指摘する立場でないけども、そうした方が明確になるのかなというふうには思います。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** ただいまのご質問の保険の金額でございます。これにつきましては、総合賠償保険全体でございますので、今、手持ち資料がありませんので、また調べてご報告させていただきたいと思います。

それと、今、岡本委員も言われましたように、これにつきましては、当初の基本協定につきましては、平成27年12月議会の中で、この基本協定についてご協議いただき、12月議会と3月議会でご協議いただいたという形でございます。

以上でございます。

**西井委員長** 川村委員。

**川村委員** もう一回、その基本のところ立ち返りたいんですが、先ほど一番最初に締結されたこの基本協定の中の成果配分、この話が出てきたそもそもの根拠ですね。備品、建物等全て減価償却は株式会社道の駅でするわけではない。こういった決算の中で、成果配分を市に持ってくることによって、そういった利益の一部、先ほど西川委員がおっしゃられましたけど、基金としてそれに充てていくというような考え方に持っていくというような、そういった考え方があったのかなのかという、もともとこの協定に至るところの考え方というのをもう一度、先ほど言われましたけど、聞かせていただきたいんです。

なぜこの成果配分という文言が出てきたかというところをきっちり押さえとかないと、この流れというのは把握できないんじゃないかなと思います。なぜこの成果配分が出てきたかという経緯は、もちろん先ほどの補助金の申請にいろいろ問題が出てきたということになるんですが、考え方がもし2つあるならば、本来、その地域活性化ということを目的にするということで、一切この道の駅が利益を出していかなくていいというような考え方なんかがあったのかなのかとか、そういった、やっぱりこの成果配分をどう、何のためにこの成果配分を充てていくのかという考え方があったと思うんです。だから、私はそここのところから聞かないと話がスタートしていかないんじゃないかなと思いますので、また後日で結構ですので、このもともとの考え方、この協定書が結ばれた、成果配分が出てきた考え方をもう一度改めて聞かせていただきたいと思います。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 今言われましたように、先ほどの副委員長のご質問もあつたんですけれども、この基本協定書の中の成果配分等につきましては、その経緯につきましては、後日ちょっと調

べさせていただきます、またご報告の方をさせていただきますと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 梨本副委員長との関連のことなんですけれども、株式会社道の駅ですから、一応決算は終わってる年度があると思いますので、財務三表、多分あると思いますので、ちょっとそれを提出していただけたらと思うんです。と申しますのは、要はこの減価償却は経費の中に入るわけですから、会社としては備品を購入した分は減価償却ができるが、実はそれはないというわけですね。

そうすると、修理の場合もそれをもとに戻す程度の修理だったらいいんですけども、それ以上の増築じゃないですけど、ちょっと資本的に強化するようなことになれば、またそれが減価償却でややこしいことになったりします。これは私も指定管理者制度についてちょっと幾つか、これはホームページなどでいろいろなところが書いておられますので見ましても、本当に多種多様です。収益的事業を生むような指定管理業務と、例えば図書館とか、社会的な問題になりましたけれども、こういうところは指定管理料を市の方が払わないと運営できないわけですから、そういうところもあると。だから、本当にケースバイケースになっているんだろうと思うんですね。

今後の、私は過去の問題をちゃんと調査したいというのもあるわけでありましてけれども、今後のことについてちょっと考える上でも、この減価償却の考え方がどうなっているのかということをちゃんと聞いておかないと、今後、市との関係でも、会社の経営の上でもちょっと大変になろうかと思しますので、一応財務三表を出していただいて、そうしたらどういふふうな扱いになってるかわかると思しますので、またお願いしたいと思います。

**西井委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 今、谷原委員が言われましたように、株式会社道の駅の決算書の方をまた資料として提出させていただきます。それと、減価償却の捉え方でございます。先ほど言いました約9,800万円ほどは備品は、加工用備品という形の中では捉えさせていただきます。株式会社道の駅として事務備品は道の駅で出していただいておりますので、それについては減価償却をしていただいております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 現状ではそういうことになってるということですので、今後のこともありますので、よろしくをお願いします。

それから、これも先ほど出ていたところの関連なんですけれども、やはりこの事業をやられるに当たって、ほかの道の駅のことをいろいろと研究されておられたようです。その30%の成果配分とか、あるいは20万円の修繕費の問題についてもされていたようなので、そこら辺の資料がありましたら、ほかの道の駅が実際どうなのかということのを参考の上で決められたようなので、そこら辺のところの資料なりがありましたら出していただいたら、本市の道の駅だけ見てわからないことも他市の比較でわかろうかと思しますので、よろしくお



願いたいと思います。

**西井委員長** 本日出された資料については、このぐらいで、本来の方の会議に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** これまで提出していただいた資料などをもとに検証項目の整理を行っていききたいと思います。

まず、1つ目の建設事業費と2つ目の事業計画変更の経緯については密接に関係しておりますので、2つの検証項目事項についてまとめて論点整理をしていきたいと思います。

何かご意見はございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** 論点整理ということですので、少しその論点について述べさせていただきます。

この事業費ということでありますけれども、事業費の中には、1つは大きなものとして用地買収ということがございます。この用地買収につきましては、これは協議会になりますけれども、1回目か2回目の協議会のころに用地取得の資料を出していただいておりますので、この用地費について、その資料に基づいてちょっと議論をしていただけたらと思います。検証していただけたらと思います。

一例を言いますと、坪単価について、用地取得のこの坪単価が非常に不自然に高いところもあったり、あるいは、その土地開発公社が最初に購入して、市が買い戻すことによって、補助金の返還が生じたりということがありますので、用地取得についてのことをきちっと事業費の中では検証していけたらいいんじゃないかなと思います。

それから、2つ目は、この事業費の中で、次は造成とか建物の建築ということがあるわけでありまして、これについても過去に資料をいただいております。その中で、例えば入札にかかわることでもあります。入札については既に官製談合等が明らかになっておるわけでもありますけど、それは2件について明らかになっているわけでもありますけども、本当にこの入札事業が適切であったのかどうか。随意契約も含めて、あるいは契約変更を含めてどうだったかということをやっぱり検証していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

最後の点ですけれども、事業計画の変更というところでもあります。これについては、計画変更ということで、補助金の返還等が生じるようなこともありましたので、この計画変更がどうして起きたかというところ辺は把握していかなければいけないところなんですけれども、私がちょっと気になっておりますのは、これはやっぱり官民一体の事業として地域活性をやっていくというふうな形で計画が進められてきたんだろうと思います。過去の議会の議事録などを見ましても、官民一体として地域活性化に取り組んでいくというふうな考え方が出ておりますので、この事業計画において、この行政と、言ってみれば設立委員会とか設立準備会、ここには商工関係者の方、農業関係者の方が入って、最初は設立委員会、それから準備会というふうになってこられたわけでありまして、そここの話し合いの中でこうした計画変更が行われてきたのかどうか、そこら辺のことがどうなってるのかということをやっぱり

検証していけたらと思っております。

過去の協議会で用地取得のことや入札の資料はいただいておりますので、それについては委員会で議論できておりませんので、そういうことを資料に基づいてやっていただけたらということでもあります。これは私の提案です。

**西井委員長** ほかに。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 11時20分まで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時20分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

1つ目の建設事業費と2つ目の事業計画変更の経緯についてという議題で行っているわけですが、その中で何を聞きたいかどうかということについて、ご意見をいただきたいと思えます。

**西川委員** きょうの委員会は協議会ばかりで何も委員会開かへんやないかいと、そういうふうなことで委員会を開いたのかどうか、ようわからんけれども、この4つの検証項目の中に含んでいる内容なんていうのは、今、谷原委員がおっしゃったように、一からどんな経過でということを検証するとなると、私らでは検証できない部分がある。せやから、今日は2人の理事者が来られているが、答弁できない部分もあるので、論点の整理をもうちょっとしていただいて、理事者からは誰を呼んで説明してもらおうとか、また誰を参考人で呼ぶとかを正副委員長である程度整理して委員会に臨んでいただきたい。

例えば、4つ目の地質調査の検証は、これは簡単なものかも知れませんが、それでも、必要に応じて誰と誰を参考人として、来てもらいたいというということもあるので、検証する項目を大ざっぱな括りでやったら議論が何処に行くのかわからなくなるので、検証項目を絞ってもらいたい。

今、谷原さんから検証項目を2つか4つ言われたことを検証するとなると、それに見合う資料や参考人を呼んでおくような整理をしていただかないと、議論がどっち向いて行くのかわからんようになるので、委員長や事務局には負担をおかけしますが、論点を整理してやってもらいたい。

この委員会では、大きくはこの4つの検討項目でいくということは、皆さん納得されているので、これらの項目をちゃんと詰めていただいて、委員会を開催していただきたい。

委員会を開く前には、協議会で検証項目を決めて、それなら誰を参考人として来てもらう、そのようなことを決めてやらないと、自分の考えや意見だけを言うだけでは、委員会になりませんので、まずお願いをしておきます。

私が質問した協定書の変更は、今回、資料がきっちりありましたので議論ができましたが、過去の協議会で資料が全部出ているからといって、どの部分に参考人を誰にするのか決めないで検証ができますか。

**西井委員長** 前回の委員会で聞かせてもらった結果、道の駅との基本協定などの資料が追加で提出さ

れましたので、前回の資料とあわせて検証しながら4つの項目について論点整理を行ってはどうかということでこの委員会を開催しております。

増田委員。

**増田委員** 先ほど私、冒頭にお願いしました事業費のことなんですけども、これ、1、2、3がつながってるんですね。1つずつやってしまうと、ちょっとつながりの関係で調査しにくいかなと思うので、1、2、3、それと4と、2つに大きく分けて、順序だててやっていただく方が、このつながりについては理解しやすいのかな、最終的には補助金の返還になったのは変更のためでしょうというふうなところにたどり着くかなと思うので、その辺のところもご配慮いただきたいと思います。

**西井委員長** そうしたら、1、2、3、4の中で、とりあえず1、2、3をもう一度きちっと具体的に、質問事項も含めた、誰を参考人というか、説明員に来てもらうという形の中で進めてまいりたいと思います。

**西川委員** そのように進めてもらってよろしいと思いますが、今、木村理事と池原部長の2人が説明員として来ておられるのは、委員がその説明で納得されるのかは別ですが、この事業費について、わかる範囲で説明してもらおうということで来てもらっているのと違うんですか。

**西井委員長** 池原部長の場合は、株式会社道の駅かつらぎについての運営実態について、前回余り質疑が出てこなかったと。その辺でもう一度、池原部長にその辺も含めて説明してもらったらということで、部長も大変忙しい中来てもらっております。

事業費については、前回、増井部長が主に説明をされましたが、現実、増井部長は当時は担当でなかった。また、当時の部長も国に帰られているので、当時の理事であった木村理事に説明してもらったらどうかということで来てもらっているという状況でございます。

**西川委員** そうしたら、そうしてください、とりあえず。今何も説明受けてないやんか。

**西井委員長** そうしたら、とりあえず、最後にその辺も含めて、資料も含めて締めくりたいと思いますが、池原部長について、結局道の駅かつらぎの運営状況について、また株式会社道の駅かつらぎに対する指導状況についてということで、この基本協定の変更だけと違って、気づいたところをちょっとお伺いしてもらったらどうかと思いますし、また、木村理事に関しては、建設に係る事業費及び変更計画の起こったことの経緯についてとか、補助金の返還についての中で、わかることは皆さん方、質問してもらったらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**西川委員** とりあえず説明して、来た意味があるようにしてください。

**西井委員長** そうしたら、そのような形で進めたいと思いますが、まず、道の駅かつらぎ建設にかかわる事業及び事業計画の変更、また補助金の返還については、木村理事に聞いてもらって、また、道の駅かつらぎとの基本協定及び、またいろんな指導、また補助金返還にかかわる実質運営との関係はどのように指導されたかについては池原部長にいろいろ聞かせてもらったらどうかと思いますが、その辺でご意見ございましたら。

**松林委員** 市民の皆様からの、この特別委員会で明らかにしていただきたい1つの項目といたしますか、課題というのか、それは当初事業費が18億円、それが結局最終的に30億円近くまで膨れ上

がったという、何でここまで膨れ上がったのかという、ここらのところを明らかにしていただきたい。先ほど増田委員もおっしゃった部分と多少重複する部分も出てくるんですけども、時系列的に何でこの建設の部分が拡張して、こんだけ事業が膨れ上がって、段階的なそういうようなものがあると思うんですね。それもやっぱりわかりやすい資料で、数字の羅列項目だけでは、なかなか私たちの頭に入って来ないので、もう少しわかりやすい、どの部分がこの補助金の対象であるとか、こういうふうな形で、今すぐお聞きしてもなかなか答えることはできないと思うんですけども。

**西井委員長** きょうせっかく来てもらってるので、できる部分については答弁してもらいます。

**松林委員** ほんなら、何で18億円が30億円の膨れ上がったのかというこの部分を説明願いたい。

**西井委員長** その辺については、先ほど増田委員おっしゃったように、資料としてまた細かく分析した形の中で資料提出をお願いしたいということで、そのようにしたいと思っております。

**松林委員** もう一つ、道の駅かつらぎにかかわる補助金の返還についてという、これ、返還という言葉もたびたび使われておりますが、これ、精算という考え方も成り立つのではないか。当初、国の定める使用目的にあわせて、その施設を使っただく、その部分については補助金対象になりますよと。でも、道の駅にとってどうしてもこれは使い勝手が悪いと、自分たちの使い勝手のいいように使わせてもらった、この部分については、精算になると思うんですけども、そういう認識でいいのか、ここら辺の返還と精算、ここら辺のところをひとつここで明らかに、共通認識として皆で再度検討することも大事ではなかろうかなと、このように思います。この2点でございます。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 今の関連で、きょうは木村理事お見えですけども、平成30年2月26日に国土交通大臣にてんまつ書が提出されております。その内容のことも含めて松林委員おっしゃられていると思うんですけども、この内容というのは、恐らく大臣向けの、表現悪いですけど、体裁のいいおわびの文章です。しかしながら、これは真実であるというふうに私も思ってますので。これがこれからのいろんな調査特別委員会での議論の一番の基本的な考え方のもとになる資料やと思うんです。

その中に、3ページ目のところに、この精算（返還）と、こういうふうに書いてる。補助金の精算と書いて、括弧して返還と。私はこれは精算やなというふうにならずと理解してるんです。何でかという、前に言ったことを繰り返しますけども、前のページの2ページ目のところに都市再生整備計画の変更を行えるものと思って考えていたが、変更できなくなった。こういうふうなてんまつ書の返還に至る理由を述べられてますので、その辺のところのところがしっかりと今後の調査の説明の中でも、終始一貫、この考え方を貫いていってもらわんと、これがぶれてしまうといろいろと国に対するご返答と内部の調査内容と相違ができてしまいますので、改めて、木村理事の方からも、このてんまつ書についてのお考えみたいな発言はできませんかね。内容をご存じですか。

**西井委員長** 木村理事。

**木村市民生活部理事** 木村でございます。このてんまつ書が出された時期が平成30年というふうな

日付になっております。私といたしましては、立場的に、この立場ではない今の部署でおりましたので、この内容についてはご説明できることはちょっと難しいかなということでご理解をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**西井委員長** 増田委員。

**増田委員** 当然、今ここでそういうふうな発言は難しいかと思えます。ただ、先ほどお話ありましたように、これは平成30年2月26日に増井部長のもとで作成された資料である。ところが、事業を実施されておった当時の部長については、前部長が執行されておるということで、その辺の事業の継承がきちっとやられてるもんやというふうに認識を私らとしてはする必要があり、その辺のところを、答弁はできへんけど、当時の担当として事業を進めていただいた人として、内容をよく見といていただけたらなということでございます。

**西井委員長** そのてんまつ書が作成された時期と現実の内容が一致しているかどうかは、木村理事に答弁してもらいたいと思えます。

**西川委員** このてんまつ書を国交省に提出した起案日が平成29年2月23日になっている。私は、これを委員会で指摘しました。この日付が意図的に間違っていたのか知らんけど、それを指摘すると、いや、間違っていましたで済ましている。平成29年2月から、こんなてんまつ書を書く用意をしていたのかいう話になる。

何でこんな、国交省に出すような重要な文書がこんな軽い扱いをされている、その返答ももらってない。

私は委員会でも言っている、平成27年11月には、まだ、指定管理者に道の駅かつらぎになっていない。せやから、準備委員会とか、そんな話が出てきてるわけや。この指定管理者については、平成27年12月に議会でやっているのに、もうこの報告書では、平成27年11月に道の駅かつらぎが指定管理者になっているように報告している。こんな報告書、あらへんで、こんなことおかしいやろ、これ国土交通大臣に出す文書やで。

それで、よう調べたんかどうかわらんけど、こんな細かいことを言いたくないけど、売ってる地元物産で、魚は売ってるけれど、衣類って、そんな服なんかを道の駅で売ってるの。

(「服という捉え方じゃないですが」の声あり)

**西川委員** そういう衣類があんのやったらええわ。

ただ、ここの部分もどこにかかわってくるかいうと、補助金の精算に関するところと、市長がどなたかに精算を求めるというわけや。そうすると、ここに目的外使用等についてというところで、はっきりと株式会社道の駅がこう言うたので返還になっていった。ほんなら、株式会社道の駅にこの精算の責任を持っていくんやと。そんなふうに読めるわけや。ほんなら、市に何の責任もないのかと私はこの前の委員会で質問したら、市長は市の方でもありますという答弁された。そのことについても、はっきりと、この4つの検証が絡んでるので、私はきっちり委員会ですべてやります。

そやさかいに、今、衣類か何か、靴下売ってるのかバンド売ってるのか、それを衣類というのなら衣類か知らんけれども、そういうふうなことも含めて、2人では答えられる分はあるやろけれども、ほとんどが答えられへん部分があるから、このことについては協議会で

整理をして、委員会でその人を呼んで答えていただきたい、こういうふうに言うてるわけです。

**藤井本議長** 委員会の進め方ということも含めて、いろんなご意見もいただいていると思います。私の方から、できるだけ一生懸命こうやって議論するという中で、できるだけ協議会じゃなくて、委員会で市民の方にも見ていただいた上でやってもらいたいというのは、各委員長にもお伝えしておるところでございます。

しかし、どんな質問が出てくるかわからないし、それに対して、的確な答弁ができないというのも今の実態であろうかと思えます。それは西川委員からご指摘もいただいておりますけれども、きょうのところは、この4つに定められてます検証項目ということで、1、2、3は共通する項目で、4番目のいわゆる地質調査、これは別個のことであろう、これは認識、皆さんもご一緒であろうと思えます。

今日は、質問されても答えはできませんけれども、これも段階を踏んでいかないとだめなので、先ほどからございましたように、今後こういうことを協議していきたいということは持ち帰っていただいて、今度誰を呼ぶかというのは、委員長、副委員長でまとめて、ちゃんとしていただかないと。これもネット中継もされてます。皆、一生懸命やってるというのは市民に伝わるやろうけれども、なかなか進まないという状況になります。私が委員会でやってくれと言ったのでやっていただいているのはありがたいんですけども、そこらはもう少し、先ほどからありましたように整理をされてやった方がよいと思えます。

この地域活性化事業ということでスタートしたこの道の駅も、この資料を見てますと平成22年からですから、もうかれこれ9年前の話です。聞いたって、当時のことからの変更等についても誰が答えられるかと。人も変わっておりますので、なかなか答えられへん状況になりますので、きょうはこういうことをお尋ねしたいという、いわゆる質問項目を述べておいていただいて、何遍も言いますけど、次回に来てもらう人を委員長、副委員長、またきょう来ていただいた部長で今度来ていただくというようなことで委員会を進めていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 今、藤井本議長がおっしゃったように、それは委員長もおっしゃってることで、具体的に次回どうかということもありますし、今答えていただける分があれば答えていただくということで、幾つか質問したいと思えます。この1から3ということでありましたので。私としては1だけのこともあるとは考えておるんですけども、そういうことも含めて、ちょっと幾つかこういうことを具体的をお願いしたいというふうに思います。

第2回協議会で地域活性化事業費の用地ということで一覧表をいただいております。これについては、説明はいただいているところなんですけれども、1つは、ここで公社が買収して、そして市が買い戻したというのが、大きく平成25年に1件、それから平成26年に1件ほどあります。平成26年の件については、これは終の郷の移転補償に係るものかとは思われるんですが、この用地費ですね。これが計上されてるんですが、太田地区の田について、

公社が先に買って後から買い戻したというのが、これがどういうものなのかということ、ちょっとわかっただらお願いしたいということが1つです。

そして、いずれも市単独費がそこに入っております。これは公社から買い戻す際のいろんなことで市単独費の方が若干生じたのかなと思うんですけども、その市単独費がどういうことなのかということ、ちょっと教えていただけたらなというふうに思います。

それから、2つ目、同じ表なんですけれども、この平成26年のこの用地費の買収の中で、先ほど言いました公社が買って市が買い戻した分で、これが中戸と寺口とあるんですが、いずれも地目が山林なんです。ところが、ここが買収単価が、これは平米か坪かわかりませんが、数値として3万2,500円というふうになっております。寺口の1件は1万8,000円なんですけれども、これ、3万2,500円というのは、ほかの道の駅の買収金額が、最低で大体1万2,000円、そこから最も高い値段で大体3万円とかいうぐらいのことになっているんですが、それは全部田ということとか、雑種地等も含んでですけれども、この中戸の山林、寺口の山林が非常に坪単価が高いと、これがちょっとどういうことなのか、それも平成26年度なんですけれども、このことをちょっと説明していただけたらなというふうに思います。

**西井委員長** 木村理事。

**木村市民生活部理事** ただいまのご質問でございますが、何せ手元に資料がありませんので、ちょっとわかりませんので、申しわけございません。

**西川委員** 先に言うとかんと、こんな無理やで。そやから整理してからやらんと。

**谷原委員** だから、今言いましたように、この場で答えていただけるのはこの場で答えていただいということ、次回何らかの形で資料とか、答えられる方がおられたらということをお願いしたいと思います。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、次回どうするんやと言われてるわけやけど、事業費の関係ですけれども、全体事業費、いわゆる都市再生、社会資本、出てるわけやけども、この中で補助金、例えば1億円に対して何ぼの補助金入ってますよということを、都市再生でどうや、社会資本でどうやということももらわないと、私は自分で計算して、全体事業費こんだけやと、補助金としてこんだけ入ってるやると、単費はどんだけやとこの前言わせてもうたけども、私は自分でしたやつやから、実際に国から幾ら、この事業に対して幾らもうてるかということ、わかるように、今度の委員会までに資料をお願いしたいということを委員長にちょっとお願いをしたいんです。

ということは、今出てるその精算、返還、どうやねんという話もあるけども、何でこれが精算になりますか、何でこれが返還になりますかということは必ず出てくるはずやから、それをしようと思うたら、今言われてるように、きちっとこの事業に対して何ぼの補助金来たんや、そやから精算します、これは法的に決まったやつやから返還しなさいということになってくるわけやから、それをきちっと調べていこうと思うたら、それをいただかないと、自分で計算しているものでいったら間違うたらいけませんので、それを年度ごとに出してもらいたい。

もちろん単費も、いわゆる1億円の事業に対して補助金幾ら、あるいは単費が幾らですよということをきちっと一覧表にさせていただいたら、松林委員が言われたように、1つの参考にもなってくると思うんです。やっぱりどんだけの事業に対して、本当に何ぼ単独費が持ち出されたのか。本当に何ぼ補助金をいただいて、何ぼ補助金を返還したんやということがはっきりわかるように、それをひとつお願いしたいというふうに思います。

**西井委員長** 増田委員も言わはった分もあるし、資料請求。

谷原委員。

**谷原委員** 続いてなんですけれども、地域活性化事業費の工事費というのが、これは第1回の協議会の中で資料で出されております。多分お手元にはないと思いますので、これはいたし方ないところなんですけれども、協議会の中では幾つか質問とかありましたけれども、委員会として、この点について、やっぱり議事録も残していくということは私は大事だろうと思いますので、その上で、もう一度このことについてちょっと改めてお聞きすることになるんですが。

実は、この工事費の中で、請負金額の変更ということで、大変な金額変更がある分が1件あるんです。これは工事番号で言いますけれども、28の109、道の駅駐車場ほか周辺工事ということで、これが金額は8,700万円程度の契約金額を結んで後、4,300万円ほどの変更契約やってる。1.5倍になっているわけなんです。ほかの工事変更については1.1倍、1.2倍程度だろうとは思いますが、こういう金額変更がなぜ起こるのかということは、今後の公共事業のあり方において、一度入札されたものがこのような大幅な変更になるというのはどういうことなのかなと、今後のこともありますので、ちょっとその点についてわかるころがありましたらお願いしたいと思います。

**西井委員長** 下村委員。

**下村委員** 各委員のいろんな意見を聞いてまして、今、理事者側から池原部長も来てもうてますけれども、この話、かなり以前の話なので、そのいきさつ自体は、今の池原部長も木村理事もちょっとわかりにくいところがあると思うんです。それで、今後参考人として呼ぼうということなんですけれども、当時の例えば副市長なり、当時の部長があつたらそういういきさつがよくわかると思うんですけれども、これからそれらの人を参考人として呼び出すわけなんですけれども、職員以外の方はもう呼ばないのか、ちょっとそれも確認したいんですけどもね。

**西井委員長** 委員会で参考人として呼ぶことはできるけども、相手もいろんな事情で来れませんというのはいくらでもあります。

**西川委員** そういうことはもう想定済みですよ。何ぼ参考人で呼んでもさ。市が刑事告訴したり、いろんなことがあるわけで、民事でも、そんなの今呼ばれても答えられへんとか、そんなのはあるやんか。そんなもの、委員会としてはもう想定済みや。

そやけれども、どういう質問すんねいうことに関しては、書類があるわけやから、誰かが答えられる範囲でしかしゃあないわけやんか。今こんな質問したいと、今、谷原委員が言わはったように、このことについてどう答えてほしいというたら、書類をくってみたらわかる範囲と、その本人が判断してしもうてやってる部分は、それは本人に聞かんかったら答えら



れへん部分と、それはあると思うけれども、そやから、呼ぶとか呼ばへんとか、いやわし行って説明したいねんと言わはる人は参考人で来てもうたらええ。いや、今これで行かれへんねんというのは、そんなの無理にできへんしな。

そやけども、質問によっては書類を整理すればわかることもある。それで、このことについてはこのように答えられますと。そこらはそういうふうにしてもうたらええんと違いますか。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 先ほどちょっと質問させていただいたことと関連なんですけれども、この委員会がなかなか前へ進まなかった1つの大きな原因は、捜査当局によって多くの資料が押収されたということがあって、なかなかその間は難しかったということがあったんですけれども、これはもう資料については一応返還というふうになっておるんでしょうか。でないと、きょうこういうふうに質問したことについても、資料とともに出てくるかどうかということがあるので、それをちょっと確認させていただきたいんですけれども。

(「戻ってると聞いてます」の声あり)

**西井委員長** 戻ってると聞いているだけやろ。それをまた確認しといてよ。

**谷原委員** 戻っているということですね。

**西井委員長** それでは、もう一度1、2、3、4ということの中で、正副で相談させてもうて、また理事者とも相談して、整理した中で、これについてはどなたが一番詳しいかということも含めて担当に聞いてもらう形の中で説明してもらうという形で進めてまいりたいと思います。

それで、副委員長、どうですか。

**梨本副委員長** 今、皆さんからの意見をお聞かせいただいて、まず1点目、増田委員が冒頭におっしゃられた事業規模がふえた内容のことについて、また理事者側に資料と、もしくは説明できる方をやっていただくということと、あとは谷原委員おっしゃられてる用地買収の件で、そして、もう1点は工事に関する入札の検証、こういったことについても聞きたいということでした。

あと、全体事業費の中で岡本委員がおっしゃられた都市再生と社会資本、それぞれの補助金額、これを年度ごとに出していただいて、それについてもちょっとわかる方にお越しいただくということで私は理解しているんですけれども、それ以外に何か漏れのあるところはございませんでしょうか。

(「成果配分の件」の声あり)

**梨本副委員長** 成果配分の件ですね、申しわけございません。今、それ以外に漏れがないということでしたら、また委員長の方に相談させていただいて、進めさせていただきます。

**西川委員** 私が言うてるのは、この4つのことで何も協議会、委員会で残すことと、市民の方々に、今も委員会やからネット中継されてるんやから、そういうふうにならなかってんやろうという市民の声に対して応えていくというのは、こんなの議会の、この委員会の本来のことはわかっているんですよ。そやけれども、今のような形ではいかんので、一回協議会を開いて、私もこの4つのことについて何を質問するかということ整理するので、協議会を開いて、そ

れでこのこととこのこととこのことをやりましょうと、この4つの中でこのことをやりましょうと、それにはこういう書類が必要ですよ、こういう参考人が必要ですよというのが出てくるから、その整備をしていただくのに協議会を開いていただきたいと。

この委員会で今みたいに、いや答えられません、いやその書類ありませんというような委員会の開き方をするんじゃなしに、そういうふうになんかしたことできるように、協議会で前さばきをやっていただいて委員会に臨んでほしいというのが私の意見やから、副委員長がそう言わはんのやったら、私の意見が入ってないから、そういうふうをお願いしたい。

**西井委員長** そうしたら、まず正副だけで相談させてもらうのが、大変会議を進める中でしんどい面もあるから、一度また協議会で1から4の項目でどなたを呼ぶかとかいうことも含めて、協議させてもらうということでしょうか。

(「また新たな質問も」の声あり)

**西井委員長** その協議会の中で新たな質問、調査したい案件も皆さん方考えといてもらって、協議会というのは、整理するだけの協議会という形でまず一度させてもらった中で、その整理内容はこの1から4までの中の、まず今度の委員会をすとしたら、1から4までのやつで整理できて、その整理状況によって委員会を開くと。要望事項もそのとききちっと皆さん方に出してもらおうということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** そういうことで進めてまいりたいと思いますので。

そうしたら、先ほど申しあげましたように、まず案件を整理する協議会を開かせてもらって、1から4までの皆さん方のご意見を委員会で聞かせてもらうということで、させてもらうということで決めましたので、よろしく願いいたします。

本日、皆さん方、慎重審議どうもありがとうございました。まだまだ調べていかねばならないことが多く出てくるとは思いますが、どうか慎重審議を長らく続けてもらわねばならないと思いますので、どうかご協力のほど、よろしく願いいたしまして、当委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午後0時10分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長 西 井 覚